

# 飼い主のいない猫の 適正管理マニュアル

～人も猫も穏やかに暮らせるまちを目指して～



知多市役所 環境経済部 環境政策課

## 1 飼い主のいない猫に対する思いは人それぞれ

飼い主のいない猫（野良猫）を可哀想だと思い餌を与える人がいる一方で、庭に糞尿をされ迷惑だと思っている人がいます。

無責任に餌を与えている人と、餌を与えるから野良猫が増えるのだと訴える人との間で、トラブルになっているケースもあります。

## 2 飼い主のいない猫によるトラブルについて

猫に関する苦情が多く寄せられており、そのほとんどが飼い主のいない猫（野良猫）に関するもので、主な内容は、庭や花壇の糞尿、生ごみを荒らす、鳴き声がうるさい、爪痕や足跡の被害などです。

しかし、市ではそれらの猫を捕獲し、他の場所へ移動させることはできません。その理由は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で、猫は愛護動物とされているためです。自衛策として石を投げつけたり、虐待して近づかないようにした場合、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられることがあります。

飼い主のいない猫を「排除するもの」から、自分たちの地域のなかで「共存するもの」として適正に管理し、トラブルの解決、環境の美化を図ってみませんか？

## 3 飼い主のいない猫を減らす方法「地域ねこ活動」

地域ねこ活動とは、地域住民が主体となり、任意のボランティア団体、動物病院等の協力を得ながら、地域に住み着いている飼い主のいない猫が現状より増えないように自主的に活動し、環境美化を推進する取り組みです。

- ① 飼い主のいない猫を保護し、協力いただける動物病院で不妊手術を施します。
- ② 手術した猫を「地域ねこ」として保護した場所に戻し、適切な餌やりをします。
- ③ 餌やり場所の清掃、管理を行います。
- ④ 「地域ねこ」用のトイレを設置し、糞尿の始末と管理を行います。
- ⑤ 地域で協力し、①～④を継続して実施し、「地域ねこ」を終生飼養管理します。

活動の成果は、次のとおりです。

- ① 新たに子猫が生まれないので、飼い主のいない猫が徐々に減ります。
- ② 不妊手術により、発情によるケンカ・鳴き声がなくなり、オスは尿の臭いが薄くなります。
- ③ 餌を与えるので、ゴミを漁ることがなくなります。
- ④ トイレを設置し管理することで、庭などで糞尿をすることが少なくなり、被害を受ける方が少なくなります。
- ⑤ 活動を通して、地域住民同士のコミュニケーションが活性化されます。

## 4 地域ねこ活動の紹介

### ①説明会の実施、活動の周知

地域で問題となっている場所を確認し、地域ねこ活動の進め方を確認します。  
飼い猫については、室内飼養と首輪の装着及び、飼い主の明示をお願いします。  
不妊手術済み地域ねこの目印（耳先をV字カット）を周知します。

### ②飼い主のいない猫の確認

写真撮影などにより個体の特徴を確認し、頭数を把握します。  
飼い主のいない猫であることを確認するため、回覧板で周知します。

### ③飼養管理のための準備

餌やり場所と、トイレ設置場所を決定します。  
餌やりの実施時間・実施者、トイレの管理時間・管理者を決めます。  
餌とトイレを用意し、地域による飼養管理を開始します。

### ④飼い主のいない猫の保護

保護檻を用意し、飼い主のいない猫を保護します。

### ⑤不妊手術の実施

動物病院で、オスには去勢手術、メスには避妊手術を実施します。  
手術済みマーキング（耳先をV字にカット）を実施します。

### ⑥手術済み猫の放獣

手術済み猫を地域ねことして、保護した場所へ戻します。

### ⑦飼養管理の実施

地域住民が協力して、餌やりとトイレの管理を毎日行います。  
新たに遺棄された猫がないか、地域内を巡回します。

## 5 地域ねこ活動の協力体制（四位一体の取り組み）

地域ねこ活動に取り組んでいただきやすいような体制を整えています。

### ①市内協力動物病院

飼い主のいない猫の不妊手術と、手術済みマーキングを実施します。

### ②ボランティア団体（ちた地域ねこの会）

地域ねこ活動の相談や、動物病院への搬送等を支援します。

### ③地域住民

適切な餌やり、トイレの設置・管理などの飼養管理を行います。

### ④知多市

説明会の開催による周知活動、  
飼い主のいない猫の不妊手術費用の補助を行います。  
（雄の去勢手術：1匹6千円、雌の避妊手術：1匹1万円）

## 6 飼い猫の室内飼いと飼い主明示、遺棄防止活動の推進

猫は、犬ほどのたくさんの運動が必要な動物ではありません。十分な餌と不妊手術、上下運動ができる場所、そして飼い主の愛情があれば、室内でもストレスをためずに健康的に飼うことが可能です。市では飼い猫の室内飼いを推奨し、意図しない妊娠による仔猫の出産を減らし、仔猫までは飼えないからという理由で遺棄される猫がなくなるよう啓蒙していきます。

また、迷子になっても飼い主の元に戻れるように、飼い主の連絡先を書いた首輪を着けることを推奨しています。

※愛護動物である猫を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処せられます。